

お客さま各位

【預金規定の改定のお知らせ】

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合は、下記の各預金規定について、令和5年11月1日（水）より改定を予定しておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、改定後の各種規定は、当組合ホームページに掲載いたします。

1. 改定日 令和5年11月1日（水）

2. 対象となる預金規定

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| ①普通預金規定 | ②総合口座取引規定 | ③無利息型普通預金規定 |
| ④定期預金共通規定 | ⑤積立定期預金規定 | ⑥通知預金規定 |
| ⑦定期積金規定 | ⑧納税準備預金規定 | ⑨一般当座勘定規定 |
| ⑩貯蓄預金 | | |

3. 改定内容

新	旧
(取引の制限等) (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合や発送した郵便物が不着返送され連絡が取れない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(取引の制限等) (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

以上